

平成30年度第3回伊予市ブランド認定審査会 議事録

<日時>

平成30年9月20日（木）13:30 ～ 14:20

<場所>

伊予市役所 4階 大会議室

<出席者>

（会長）松本直樹 （副会長）武内英治

（委員）若宮祐司、北岡正壽、酒井幸江、橘慶子

（事務局）大谷基文課長、岡市裕二課長補佐、木下智之主任

<次第>

開会

1. 会長あいさつ

2. 審議事項

（1）平成30年度伊予市ブランド認定について

（2）その他

閉会

<内容>

【事務局】時間となりましたので、これより平成30年度第3回伊予市ブランド認定審査会を開催いたします。

まず、はじめに松本会長より御挨拶をお願いいたします。

【会長】それでは失礼して、本日は御多用中にもかかわらず、また足元の悪い中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

前回、まだ残暑の厳しい折でしたが、皆さんにお集まりいただき、初めての試みではございましたが試食会という機会を設けさせていただきました。個人的には、大変有意義な意見交換の場になったと思っておりますし、情報共有も進めることができたのではないかと受けとめております。そして、皆様からいただいた採点結果を今回取りまとめさせていただいておりますので、そちらを見ていただきつつ、確認と最終決定を進めてまいりたいと思っております。

なお、この後認定となった产品につきましては、認定証の交付、プレス発表、認定の開始・公表等を28日ということで設定されておりますので、本日が最後の締めの部分と言いますか、重要な機会となっておりますので、是非御協力いただきたいと思っております。皆さんの豊かな御経験と高い御見識、それらを結集いただき納得のいく認定結果になればと願っております。そのためにも、まず活発な御議論、御審議を承りたいと存じます。

それでは、どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、審議に入る前に、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

まず初めに、各資料一番下の中央に資料番号を明記しておりますが、資料Aが次第になります。続いて出席者名簿 資料B、傍聴要領 資料C、伊予市ブランド認定審査会条例 資料D、平成30年度伊予市ブランド認定申請品、事業者一覧 資料E、平成30年度伊予市ブランド認定審査対象製品情報 資料F、最後に認定審査採点結果 資料Gがお揃いでしょうか。

なお、本日1名欠席となっておりますが、伊予市ブランド認定審査会条例第6条第2項により審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日傍聴要領に基づき、市のホームページにて審査会の開催告知を行いました。指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことをあわせて報告しておきます。

それでは、審議に入りたいと思います。議長は、伊予市ブランド認定審査会条例第6条の「会長が会議の議長となる」という規定により、松本会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【議長】 それでは、次第にもございますように、本日は2つの議事について審議をお願いしたいと思います。会議は2時間ほどを予定しておりますが、効率の良い審議となるよう事務局は簡潔に説明いただき、多くの時間を皆様にとっていただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず初めに、議案1、「平成30年度伊予市ブランド認定について」事務局より説明をいただきたいと思います。お願ひいたします。

【事務局】 それではまず、委員の皆様へ実施いただきました平成30年度伊予市ブランド認定審査の採点結果について御報告いたしますので、資料Gを御覧ください。また、第2回伊予市ブランド認定審査会資料の申請品、事業者一覧の資料E及び認定審査対象製品情報の資料Fも参考にお配りしておりますので、必要に応じて逐次御確認ください。

なお、追加資料といたしまして、双海の朱鱧（あかはも）のパンフレット、ギフトカタログに掲載していたページのコピー及び鱧のしゃぶしゃぶセットのイメージをお付けしておりますので、この後の説明の際に御覧いただければと思っております。

皆様に御提出いただきました審査結果において、されだにゆずこしょう、はだか麦ラスク、栗千樹の3品目は、全委員が認定のボーダーとなります70点を超過しておりますので、認定の決定をしていきたいと考えております。

ただし、はだか麦ラスクにつきましては、前回の審査会でも御説明しましたとおり、昨年度認定のはだか麦パンシリーズの派生商品であり、はだか麦パンシリーズの申請時に当初含まれていた商品でしたが、発売から1年未満であったため、認定の対象から除外したという経緯がございます。したがって、昨年度の審査会にて決議いただきましたシリーズ製品の取扱方針である、「内容に追加があり認定を受けたい場合には、認定品募集時に別途申請いただき、再審議の上、追加認定とする」という方針に基づいて、はだか麦パンシリーズに変更追加したいと

考えております。

なお、濃口醤油、三歳（みとせ）醤油、だし醤油、双海の朱鱧（あかはも）の4品目は、70点以下をつけられた委員がおられましたので、第1回伊予市ブランド認定審査会にて決議いただきました認定審査方法にのっとり、委員お一人でも70点以下をつけた商品は認定審査会にて審査内容を精査することとなっておりますので、認定するかどうか、一品ずつ審議を行っていただきたいと思っております。

【議長】ただいま説明のあった内容において、まず全委員の採点結果が認定のボーダーである70点を超えている、70点以上だったものについて、何か御質疑あるいは確認等ございませんか。もし、ございませんでしたら、残りのはだか麦ラスクについて、こちらははだか麦パンのシリーズに変更追加ということになると思いますが、この点についても御意見等を賜りたいと思っております、何かございますか。

【委員】お土産にしようと思いはだか麦ラスクを店舗に買いに行ったところ、前回の審査会において350円と伺っていたが、店頭では450円でした。価格的にブランド品として認定することはいかがなものかと思いました。

つまり、価格について正確な情報を教えていただいた上で審査をしたかったということです。

【議長】心証を害したとかということで、点数に変更はございますか。

【委員】いいえ、変更はございません。ただし、今度の審査会時には、きちんと調査いただいた上で審査すべきかと思えます。

【議長】今後事務局において、価格の確認を正確にさせていただくということをお願いいたします。

【事務局】承知いたしました。

【議長】他の委員は、いかがでしょうか。

されだにゆずこしょう、はだか麦ラスク、それから栗千樹、この3つについては、どなたも70点を下回るということにはなっておらず、当然ながら平均点も70点を大きく超えておりますので、認定ということではよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。なお、はだか麦ラスクについては、シリーズものとして追加になりますが、特に御意見等はありませんか。

〔「異議なし」〕

【議長】それでは、意見も出尽くしたようですので、されだにゆずこしょう、栗千樹の2商品につきましては、認定のボーダーである70点を超えておりますので、認定してもよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました、ありがとうございます。

す。それではされだにゆずこしょう、栗千樹の2商品につきましては認定といたします。

また、はだか麦ラスクにつきましては、はだか麦パンシリーズに変更追加するということがよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】ありがとうございます。全員賛成ということで、こちらは変更追加することといたします。

それでは続いて、委員お一人でも70点以下をつけた商品について、一品ずつ審議を行ってまいります。

まずは、濃口醤油の採点結果等について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、濃口醤油の採点結果等について御説明申し上げます。資料Gの1ページを御覧ください。

委員7名中1名が70点以下をつけております。ただし、参考として、全委員の採点結果の平均を出しましたところ、認定のボーダーとなる70点を上回り、77.7点となっておりますことを御報告いたします。

【議長】それでは審議に移りたいと思います。こちらの商品の採点結果、認定いかにについて、御質疑や御意見等はございませんでしょうか。

なお、どなたが下回ったかということではございませんが、どうしてもそこに触れざるを得ないのでお話いたしますが、意図せず採点した結果下回っているという場合もございますし、意図して70点はつけられないという御意思の元採点された場合もございますが、こちらについて、もしよろしければ御意見などいただけたら幸いです。いかがでしょうか、どなたか御自覚ある方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局はどなたが下回っているかを把握されているかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】本日御出席の委員の御同意はいただけるとは思いますが、どなたが何点付けたという採点結果について、事務局としては伏せておきたいと考えております。

【議長】承知しました。なお、平均77.7点という点数を考えますと、基本的には全員の御意見としては70点を上回っているとも考えられますが、個人的には採点時70点以上をつけたつもりでいたが実際は下回っていたという場合に、その方がこの場で修正いただければスムーズに認定となるというイメージでございましたが、いかがでしょうか。

【事務局】今年度から、この採点方法を採用していただきましたので、今後もこういうことが起こるかと思えます。したがって、全員がボーダーとなる70点を超えた場合には速やかに認定することができますが、お一人でも70点を下回った場合には、多数決で認定するのではなく、再度審査会にて議論していただき、平均点のこともありますが認定として良いかどうかについて、審査会として最終的に決めていただきたいと思いますと考えております。

【議長】それでは、例えば今回で言いますと濃口醤油について、例えば伊予市らしさで考えま

すと3点を少し下回っている、独自性であればネーミングや外観等の部分も同様ですし、信頼性の部分でも若干低いということになっておりますので、疑義や問題があるということであれば、平均点で70点を仮に超えていたとしても認定できないという認識でよろしかったでしょうか。

【事務局】 そのように考えていただいて結構です。

【委員】 意見ですが、よろしいでしょうか。

【議長】 お願いします。

【委員】 今回申請の出ている閩木醤油は、双海町出身の人であれば嫁に行ってもこの醤油を持って行くというくらい、古くから伊予市に根付いています。少し甘いという特徴があり、直接ブランド認定には関わりはございませんが、有名なスポーツ選手も愛用しており、海外にまで持って行っているという話もございます。伊予市にとって素晴らしい醤油だと考えており、この機会にブランド認定しないという手は無いと思っております。

【議長】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

【委員】 先程委員が仰った事は、私も前回の審査会にてお話しましたが、是非この機会に認定してはどうかと考えております。

なお、今回1名の委員の採点結果が70点を割り込んでいるということですが、恐らく点数を付けて合計してみたところ70点を下回っていたということで、意図していたものではないのではないかと考えております。

【議長】 個人的な意見になりますが、採点表を見たところ採点者の部分には委員としか書かれておらず、実際のところ自身の採点結果がいずれかも判らなくなっているという現状もあり、委員の皆様も同様ではないかと考えております。したがって、どれが誰の採点したものであるかを特定するのではなく、今回の結果を踏まえて、一応平均では70点を超えておりますので、認定とするということではいかがでしょうか。どのように処理すべきか、何か御意見はございませんでしょうか。

【事務局】 先程もお話ししましたとおり、どなたが70点を下回っていたかは申し上げられませんが、商品についてどうしても認定するには問題があるという場合には、御出席の委員の皆様が納得できる理由が必要になるかと思えます。また、いずれにしましても、認定しない場合には、申請事業者に対し認定出来ない理由を添えて御案内、御説明をしなければなりませんので、その辺りも考慮に入れながら御意見をお出しいただきたいと考えております。

【議長】 認定をしない場合、事情を説明するに際し間に入っていただく伊予市の方にも説明する材料が必要になりますので、何となく点数を見て駄目でしたということでは説明になりませんので、委員の皆様はご理解いただきたくご検討ください。

今回の濃口醤油で言いますと、伊予市らしさについて低い点の方がいらっしゃいますが、そのあたりで認定不可とするのであれば、説明し納得できるだけの理由を挙げる事ができない

以上平均で70点を超えておりますので、基本的には賛否を取り確認を行い、認定するという形になるかと思っております。こちらについて、何か御意見等はございますでしょうか。

【委員】 関木醤油について、既にブランド認定になっているのではないかと思うくらいの認知度があると思っております。伊予市では十分に有名な醤油であり、昔ながらの伝統や独自性も持っており、これこそ認定すべき商品であると考えております。恐らく、調味料であるといった部分で、点数を付けにくかったのではないかと推測しており、個人的には伊予市ならではのブランド商品であると思っております。

【議長】 大変心強い御意見だと思えますが、現在3名の方から御発言をいただきまして、基本的には是非認定すべきだという意見だったと思えますが、その他の委員はいかがでしょうか。

【委員】 是非とも認定しておいた方が良くと思っております。

【議長】 ありがとうございます。その他委員はいかがでしょうか。

【委員】 認定したいとは思いますが、今回の結果をどのように説明するかが問題だと考えております。

【議長】 問題は認定できなかった場合に、申請事業者が納得できる情報を提示できるかであり、例えば、来年改めて頑張ってくださいという意味でも、改善点を提示するなどが必要になるということです。したがって、認定可とした場合の説明は特に必要ないかと存じます。

【委員】 そういう事であれば、認定で問題無いと思えます。

【議長】 それでは、濃口醤油につきまして、今回御出席いただいております委員の皆様の総意として認定して良いということになりました。また、平均についても77.7点ということで、80点に近い点数ということであり、可否をわけるような微妙な点数でもございませんので、総合的に判断して認定するに相応しい点数であると考えられます。

それでは、挙手で採決とらせていただきたいと思います。濃口醤油について、ブランド認定して構わないという方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】 全員賛成いただきました、ありがとうございます。それでは、濃口醤油を認定したいと思います。

続きまして、三歳（みとせ）醤油の採点結果等について説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、三歳（みとせ）醤油の採点結果等について御説明申し上げます。資料Gの2ページを御覧ください。

先程の濃口醤油同様、資料を御覧いただいておりますとおり、こちら委員7名中お一人の方が70点以下をつけております。ただし、平均を出しましたところ、認定のボーダーとなる70点を、こちらかなり上回らして、80.3点となっておりますことを御報告いたします。

【議長】 それでは審議に移ってまいりたいと思えます。こちらの商品の採点結果、認定いかな

について御質問、御意見などございましたら、よろしく申し上げます。

先程と同様、本商品も平均として80点を超過しております。90点台の方も多数いらっしゃいますが、委員1名が70点を下回った点数になっております。こちらについていかがでしょうか。

【委員】次の議題となるだし醤油を含め、ブランド認定した次の段階として、やはり消費者に対して売るということになってくると思うが、1本置いていても売れないと考える。2本ないし3本あって、選択出来るということでなければ商品として生きてこないと思うので、1種類だけではなく、3種類とも認定するべきだと思っております。

【議長】ありがとうございます。他の委員はいかがでしょう。

【委員】三歳（みとせ）醤油は、先程認定された濃口醤油よりも、さらに手間をかけ作っている商品であり、価格的には通常の醤油と比べて3倍程度高いというお話もございましたが、ブランドとして認定すること自体全く問題ないと考えております。

【議長】ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

【委員】先のお二人と同じ意見ですが、実際に平均点の部分でも、先程認定といたしました濃口醤油と同様の状況でもありますし、認定して良いと思っております。

【議長】ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【委員】先の方と同意見で、是非とも認定していきたいと思っております。

【議長】ありがとうございます。

それでは、特に反対意見もなく、認定すべきだという御意見多数であると受け止めておりますので、三歳（みとせ）醤油につきましても認定としても良いかと考えております。こちらも挙手で賛否を聞きたいと思えます。

三歳（みとせ）醤油を認定してよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】ありがとうございます。全員賛成で、三歳（みとせ）醤油を認定することといたします。

続いて、だし醤油の採点結果等についての説明をお願いします。

【事務局】それでは、だし醤油の採点結果等について御説明申し上げます。資料Gの3ページを御覧ください。

こちらの資料を御覧いただきましておわかりのとおり、委員7名中1名の方が70点以下をつけておられます。ただし、こちら平均を出しましたところ、認定のボーダーとなります70点を上回り、79.1点となっておりますことを御報告いたします。

【議長】それでは審議に移ってまいりたいと思えます。こちらの商品の採点結果、認定いかにについて御質問、御意見などございましたら、よろしく申し上げます。

なお、3種類ある内2種類だけを認定するというのは、余程の理由がない限り説明がつきま

せんので、それを踏まえてご検討ください。また、点数といたしましても、先の2品と同様に70点を大きく上回っておりますので、基本的には認定とする方向で構わないと個人的には考えておりますが、委員の皆様御同意いただけますでしょうか。

【委員（全員）】はい。

【議長】 それでは、皆様の御同意もいただきましたので、採決に移りたいと思います。

だし醤油についても認定としてよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】 ありがとうございます。全員賛成で、だし醤油を認定することといたします。

続いて、双海の朱鱧（あかはも）の採点結果等についての説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、双海の朱鱧（あかはも）の採点結果等について御説明申し上げます。資料Gの4ページを御覧ください。

資料を御覧いただきましておわかりのとおり、こちら委員7名中お一人の方が70点以下をつけておられます。ただし、こちら平均を出しましたところ、認定のボーダーとなります70点を上回り、82.3点となっておりますことを御報告いたします。

なお、こちらの製品につきましては、第2回伊予市ブランド認定審査会での試食会の際、委員の皆様より幾つかの御質問を賜っておりましたので、この場で御説明させていただきたいと思っております。

また、参考資料といたしまして、双海の朱鱧（あかはも）のパンフレット、ギフトカタログに掲載していたページのコピー、この後御説明させていただきます鱧のしゃぶしゃぶセットのイメージ及びカタログギフトのページのコピーをおつけしておりますので、説明とあわせて御確認いただければと思っております。

まず、先日も御案内させていただきました、セット商品である活メ鱧づくしセットの販売価格及び内容量について、株式会社北風鮮魚より回答をいただいておりますので、御案内させていただきます。

活メ鱧づくしセットは、昨年大手百貨店のギフトに出した特別な規格ということで伺っており、税込み1万800円ということでした。内容量といたしましては、白づくり150グラム、黒づくり150グラム、薄づくり100グラム、ボイルはらも50グラム、鱧の子煮50グラム、うち卵30グラム、だし20グラム、鱧ちり鍋出汁400グラムを2パック、ポン酢しょうゆ180ミリリットルが1本、からし酢みそ20グラムを2個という内容のものです。

なお、ポン酢しょうゆ及びからし酢みそに関しまして、ロット数に制限があるようで、まとまった数量が出るという前提がないと扱えないとのことでギフト商品としての設定のみとなっております。活メ鱧づくしセットは通常取扱いのない特別商品ということですので。

したがって、株式会社北風鮮魚から申請していただいております双海の朱鱧（あかはも）の内容といたしましては、別途付けさせていただいております、鱧の薄づくり400グラム、下灘産鱧のアラを使用した出汁400グラムが2パック、関木醤油のゆずぼん酢180ミリリットルを1本の規格とした鱧のしゃぶしゃぶセットにて、今回、御審議いただきたく、事業者よりお話をいただいております。

なお、こちらのセット商品につきましては、地方銀行の社内販売や量販店の予約販売にて販売実績があるとのことですが、こちらも一般販売は行っておらず、カタログギフト等の完全受注生産商品という取扱いになっており、販売価格は税込み6,264円です。先日、皆様に御試食いただきました調理方法や食べ方とは異なりますが、商品自体は同じものであり、御試食いただいた内容を参考に、本日御審議いただき、認定とするかどうか決定をしていただきたくお願いいたします。

また、当該商品の販売時期といたしまして、鱧の主な漁獲時期は5月から11月とのことですが、5月から8月は、先日の審査会でもお話がありましたとおり原料価格が高騰することもあり、当該商品の主な販売時期は9月から11月になるとのことでした。

そのほか、セット商品の発送や保管等における味・品質保持につきましては、鱧のしゃぶしゃぶセットでの回答をいただいておりますが、冷蔵及び冷凍、いずれの出荷にも対応をしながら、薄造りは真空包装をし、保冷袋に保冷剤と薄造りを段ボールに同梱し、出荷しているとのことです。

以上、御質問いただいております内容に対する回答とあわせて御説明をさせていただきます。

【議長】 それでは審議に移りたいと思います。こちらの商品の採点結果ほか、認定いかについて御質疑、御意見等ございませんでしょうか。

これも、先程より点数は少し高く、下回っている委員の点数も68点と若干下回っているという微妙な点数になっており、意図して下回ったとは思にくいところもございますので、同様に考えて良いのではないかと考えております。

【委員】 価格も想像通りでしたし、是非認定としたい。

【議長】 委員、前回欠席でしたが、いかがでしょうか。

【委員】 資料では水揚げが全て豊田漁港になっているが、上灘漁港のものは入っていないのか。

【事務局】 事業者からは、豊田漁港のみと伺っております。

【委員】 鱧に関しては、双海町の出荷量が多いという事で、商工会議所でも補助金をもらって商品化しようと試みたが、実際に商品化したものはほとんど無いというのが現状である。また、伊予市で鱧が良く獲れるということではあるが、多くは京都等の関西に出荷しており、伊予市民の口に入っていないというのが実情なので、是非とも認定していただけたらと思っております。

ます。

【議長】ありがとうございます。他委員いかがでしょうか。

【委員】豊田漁港で、単一漁港では全国トップクラスという事なので、鱧自体は認定すべきだと思いますが、課題として双海の朱鱧（あかはも）という商品に対してブランド認定をするかどうかという部分が気になっております。つまり、例えば来年、違う事業者から同様の鱧を使用した商品が出てきた場合に商品毎に認定とするのか、それとも「伊予の鱧」というような、地域の鱧というような形でブランド認定をするのかという部分は今後検討する必要があるのではなかいかと考えております。

【事務局】今回の認定に関しまして、商標取得も現在進行しているとの事ですが、北風鮮魚の双海の朱鱧（あかはも）という商品、今回ですと鱧のしゃぶしゃぶセットを認定するという事でお考えください。したがって、今後北風鮮魚からしゃぶしゃぶではなく、例えばすき焼きセットが発売された場合に、今回のはだか麦ラスクと同様に追加申請をいただいた上で、審査会にて審議をかけ追加認定の可否を検討いただくことになるとお考えください。なお、北風鮮魚以外の別事業者が鱧を使った加工品にて認定を受けたいということであれば、募集時に申請をいただき審査会にて議論いただくこととなります。

【議長】その他委員いかがでしょうか。

【委員】鱧は伊予市の特産でもありますので、是非認定してPRしていくべきと考えます。

【議長】ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

【委員】伊予市産であること、伊予市の特産品であることをしっかりとPRしていくきっかけとし、鱧といえば伊予市と認識してもらえるようにしていきたいので、認定としたい。

【議長】それでは御意見も出尽くしたかと思しますので、採決に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【議長】双海の朱鱧（あかはも）について、認定してよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】ありがとうございます。全員賛成で、双海の朱鱧（あかはも）を認定することといたします。

以上、審査の結果、認定となった商品は、申請品全てということになります。また、認定却下となった商品もございませんので、この結果を市長に報告いたします。

委員の皆様、御審議ありがとうございました。

それでは、議案2、「その他」に移りますが、委員の皆様何かございますでしょうか。無ければ、事務局から何かございますでしょうか。

【委員】よろしいか。

【議長】はい、お願いします。

【委員】ブランド審査において、我々委員は審査をするのが仕事ではあるが、審査をして認定した商品について、商品が売れるよう行政の方では色々と後押ししてもらえ取組みをしていただきたい。また、ふるさと納税の返礼品に優先的に加えてもらうなど、ブランド認定した商品を知ってもらう機会を増やして行って欲しい。

【議長】事務局は今の意見について検討いただけますか。

【事務局】はい、検討してまいります。なお、先日市役所内部のことではございますが、行政評価外部委員会があり、そこでこのブランド事業について取り上げられ、今後どこを目指しているのかなどの御質問をいただきました。御存知のとおり、今年度で3年目を迎えた事業であり、これまでは市といたしましても商品を認定する事に重きを置いて動いてきたという印象を持っておりますが、今後は、今委員が仰っていただいたように、認定した商品をいかに伊予市の顔として外向きに発信していくかが重要となり、延いては伊予市のPRにも繋がりますし、伊予市の経済の発展にも繋がっていくものと考えておりますので、販売拡大に繋がるようPRをこれまで以上に進めていき経済雇用戦略課としても力を入れていきたいと考えております。

【委員】ふるさと納税の返礼品への推薦のほか是非とも事業に力を入れていっていただき、盛り上げていただければと思っております。

【議長】ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

〔「なし」〕

【議長】無ければ、事務局からお願いいたします。

【事務局】それでは、事務局より、今回の会議録につきまして、2回目の審査会の会議録もまだ御案内ができておりませんが、事務局にて取りまとめを行い、皆様に確認の御連絡を行わせていただきたいと思いますと思っております。皆様の確認が終了次第、事務局で所要の修正等を行いまし、市のホームページに掲載することといたしますので、御承知おきいただければと思っております。

また、会長からもお話がございましたが、本日の結果につきましては、来週の9月28日の金曜日に認定証交付式、プレス発表会を行い、認定開始及び公表日とさせていただきます。なお、認定証交付式並びにプレス発表会までに、認定となった製品の申請者、事業者に対して、認定通知と発表会への出席依頼を御案内する予定でおります。

【議長】これで議事は全て終了ということよろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。御協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】それでは、以上をもちまして本日の審査会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。